

【公布された条例等のあらまし】

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

- 一 災害が発生するおそれがある場合における避難所の設置のために支出する費用及び開設期間について定めることとした。
- 二 応急救助のために輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲に、災害が発生するおそれがある場合における避難者の避難に係る支援を加えることとした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行し、一及び二については、令和三年五月二十日から適用することとした。